

感染防止対策部門の業務指針

感染防止対策部門

院内感染管理者:院長(古宮 圭)

たいようファミリークリニック

1 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染管理者である院長を中心に、職員協力の下、感染症対策を実施する。

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全従業員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

2 院内感染管理体制

2-1 院長は、次に掲げる院内感染対策を行う。

(1) 院内感染対策指針及びマニュアルの作成・見直し

(2) 院内感染対策に関する資料の収集と職員への周知

(3) 院内感染防止対策の実施状況の把握、指導

毎週金曜日に院内巡回し、院内感染事例がある場合は事例の把握をし、
業務日誌に記録

(4) 職員研修の企画

(5) 異常な感染症が発生した場合の、速やかな発生原因の究明、改善策の立案、実施ための全職員への周知徹底

(6) 患者の疑問、不安等の日常的な把握に関する事項

2-2 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」定める患者等を診断した時は、規定の期間内に管轄の保健所に届出を行う。

3 職員研修

3-1 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について、職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。

3-2 職員研修は、就職時の初期研修1回のほか、年に2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。

3-3 研修の開催結果又は外部研修の参加実績を記録・保存する。

4 院内感染発生時の対応

4-1 異常発生時は、その状況及び患者への対応等を院長に報告する。

4-2 院長は、速やかに発生原因を究明し、改善策を立案した上で、実施のために全職員への周知徹底を図る。

5 院内感染対策マニュアル

別紙、「院内感染対策マニュアル」に沿って、手洗いの徹底など常に感染対策に努める。

6 患者への情報提供と説明

6-1 本指針は、患者又は家族が閲覧できるようにする。

6-2 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明し理解を得た上で、患者からの協力を求める。

7 その他の医療機関内における院内感染対策の推進

7-1 感染制御に関する質問は、日本感染症学会施設内感染対策相談窓口(厚生労働省委託事業)にFAX(03-3812-6180)で質問を行い、適切な助言を得る。また、同学会ホームページに掲載されている過去の質問・回答を活用する。

<http://www.kansensho.or.jp/sisetunai/index.html>

7-2 その他、医療機関内における院内感染対策を推進する